

〔参考資料〕

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の
論点ごとの主な変更点

- ・ 基本指針は5年ごとに見直すこととしており、基本指針を平成28年度秋に変更。
- ・ 平成26年の法改正に伴う変更（平成26年12月告示）により、文章量が増加したため、重複している部分を整理するなどし、文章量を削減した。
- ・ 今回は、平成26年の改正法施行後、最初の変更。鳥獣の保護及び管理に関して、前回策定後5年間の社会的変化、審議会等でのこれまでの議論及び今後生じうる課題をきめ細かく整理した。

論点	主な変更点（新たに追加した記述）
基本的な考え方 （ 第一）	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣の管理の強化に伴う懸念（鉛製銃弾による鳥類への影響、わなによる錯誤捕獲の増加、事故の発生等）への対応が必要。 ● 各主体の役割の明確化、専門的な知見を有する人材の配置及び活用が必要。 ● 人と鳥獣の関係を考えるため、広域的・地域的な視点のほか、鳥獣のもたらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視点が必要。
情報収集基盤の整備 （ 第三1(2)、 第七2(2)）	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は、国土全体の鳥獣の保護及び管理の状況を把握するため、捕獲情報等を収集する体制の整備を図る。 ● 都道府県はこれらの情報を収集・整理することにより、鳥獣保護管理事業の進捗把握・評価を行う。 ● 特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、個体数の推定等を行うとともに、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。
狩猟及び狩猟鳥獣のあり方 （ 第四1(2)、 第三）	<ul style="list-style-type: none"> ● 狩猟は狩猟者登録を行った者の自由な意思で行われるものである。一方で、鳥獣の計画的な管理に貢献し得る。 ● 放鳥事業は、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。
農林業者自らが行う捕獲に関する規制のあり方 （ 第四2 - 3(2) ア）	<ul style="list-style-type: none"> ● 小型のはこわな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、狩猟免許を受けていない者に対して許可できる。
鉛中毒対策 （ 第三5(1)、 第四1(5)、 第五	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び都道府県は、鳥類の鉛の汚染の現状を科学的に把握するため、効果的なモニタリング体制を構築する。 ● 鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、効果が見込まれる場合に

4)	<p>は、指定猟法禁止区域制度の活用や非鉛製銃弾の使用を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複し、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域においては、捕獲許可の際に、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。
人材の育成・確保 (第五 2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。 ● 国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣保護管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。
鳥獣保護管理の体制の整備 (第二 2 (3)、 第八 4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等としての機能強化又は新たな施設整備等に努める。
傷病鳥獣救護の考え方 (第六 4、 第九 4 (1))	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病鳥獣救護については、絶滅のおそれのある種の保全や環境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討する。 ● 行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。
愛玩飼養目的での捕獲の取扱い (第六 3)	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、今後廃止を含めて検討する。この検討に当たっては、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉の観点、国内外の生物多様性の確保等を踏まえた野生鳥獣の愛玩飼養に関する総合的な検討を行う。
鳥獣保護区の指定及び管理 (第二 3 (1))	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林鳥獣生息地の保護区は、必要に応じて、保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

<スケジュール>

平成 27 年	11 月 11 日	中央環境審議会自然環境部会（諮問）
	12 月 9 日	第 4 回小委員会
平成 28 年	2 月 26 日	第 5 回小委員会（関係団体ヒアリング含む）
	5 月 20 日	第 6 回小委員会
	（ 6 月 14 日～ 7 月 13 日パブリックコメント実施）	
	7 月 26 日	第 7 回小委員会
	8 月 30 日	中央環境審議会自然環境部会（答申）
	10 月 11 日	基本指針 告示（環境省告示第 100 号）